



2024年度における政府実行計画の実施状況 (概要)

2026年 5月11日

地球環境局地球温暖化対策課



- 1. 2024年度実施状況**
 - 1-1. 政府の事務及び事業に伴い排出される
温室効果ガスの総排出量**
 - 1-2. その他の数量を伴う目標の実績等**
- 2. 公共部門等の脱炭素化に向けた取組**
- 3. まとめと評価**

政府実行計画の概要（令和7年2月18日閣議決定）



- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。（地球温暖化対策推進法第20条）
- 今回、**2035年度に65%削減・2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化。**〔現行計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定〕
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実なPDCAの下で取組を推進。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

- 太陽光発電
- ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、**2040年度までに100%設置を目指す。**
 - ✓ **ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。**また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて**導入目標を検討する。**
- 建築物の建築
- ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、**2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。**また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
 - ✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む。）に至るまでの**ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。**
- ※ ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- 公用車/LED
- ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。
※ 電動車は代替不可能なものを除く
- 電力調達
- ✓ **2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする。以降、2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。**
- GX製品
- ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、**率先調達する。**
※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、**フロン類の排出抑制に係る取組を強化**
- ✓ **Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める。**
- ✓ 職員に**デコ活アクションの実践**など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。
※ Scope 3 排出量：直接排出量（Scope1）、エネルギー起源間接排出量（Scope2）以外のサプライチェーンにおける排出量

【政府実行計画の点検】

- 地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第7項において、**政府は、毎年一回、政府実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表**することとされている。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（抄）
（政府実行計画等）

第20条 1～6（略）

7 政府は、毎年一回、政府実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

【政府実行計画の実施状況の点検方法】

- 政府実行計画において、実施状況の点検方法を規定。進捗状況を環境省においてとりまとめ、**中央環境審議会の意見を聞いて**、その意見とともに点検結果を地球温暖化対策推進本部幹事会に報告する。

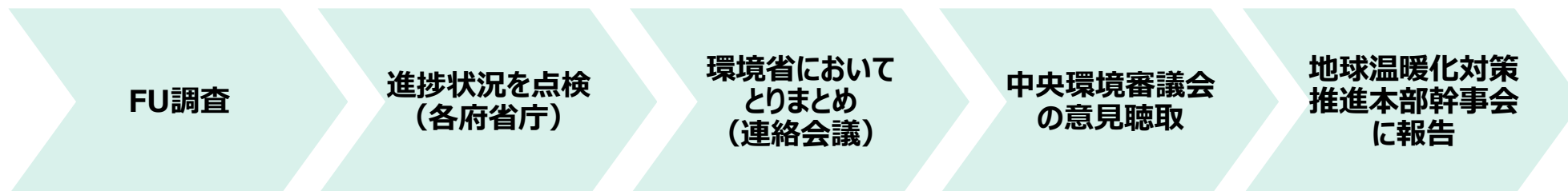
政府実行計画（令和7年2月18日閣議決定）（抄）

第四 措置の内容

8 政府実行計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- (1) 各府省庁は、毎年度、政府実行計画及び各府省庁の実施計画の進捗状況を厳格に、かつ定量的に点検し、目標達成の蓋然性の向上に努めるものとする。環境省は、点検結果を取りまとめ、各府省庁の参加の下で中央環境審議会の意見を聞いて、その意見と併せて点検結果を地球温暖化対策推進本部幹事会に報告するものとする。

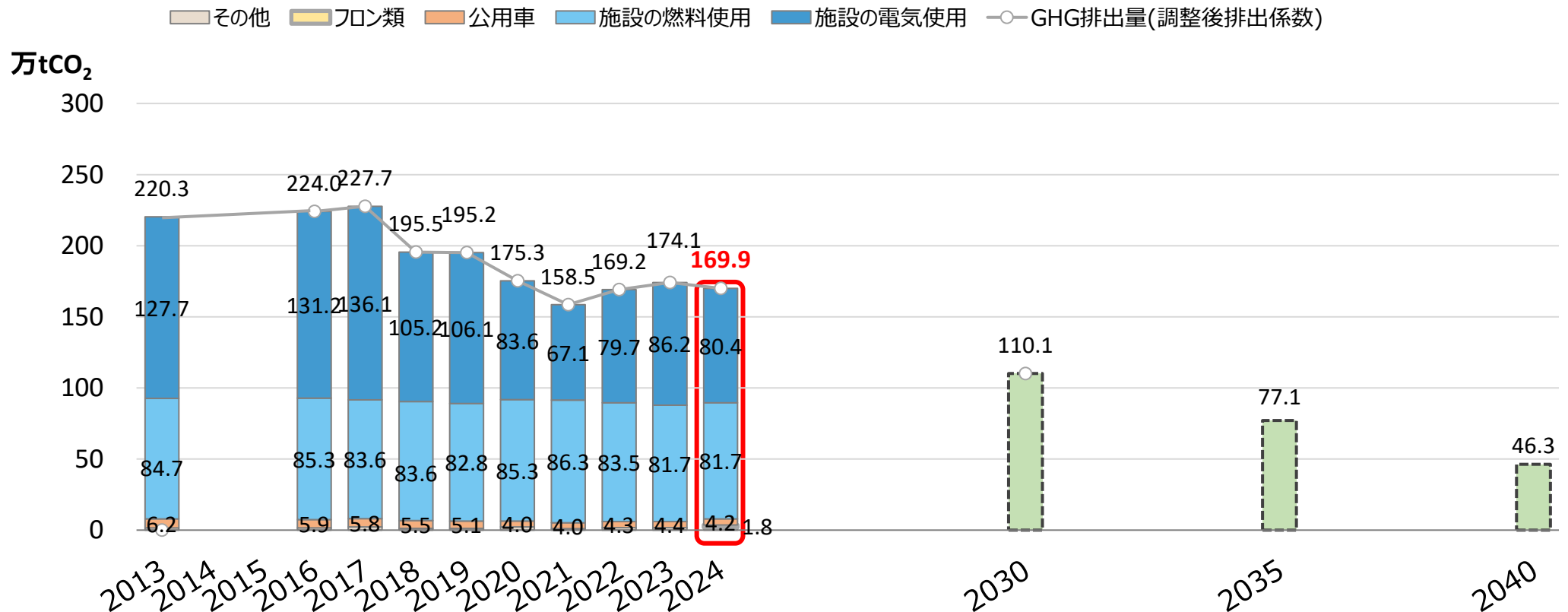
○点検の流れ



1. 2024年度実施状況
 - 1-1. 政府の事務及び事業に伴い排出される
温室効果ガスの総排出量
 - 1-2. その他の数量を伴う目標の実績等
 - 1-3. 公共部門等の脱炭素化に向けた取組
2. まとめと評価

政府全体の温室効果ガス総排出量の推移

- 政府実行計画を改定し、フロン類の排出抑制に係る取組を強化したことを受け、**2024年度実績からフロン類の算定漏洩量を把握**。2024年度の実績値は1.8万tCO₂（総排出量の1.1%）。
- 2024年度の政府全体における**温室効果ガス総排出量は169.9万tCO₂**であり、**2013年度比22.9%※減少**。前年度比では2.4%減少。
 ※フロン類の算定漏洩量を除いた場合の**温室効果ガス総排出量は168.1万tCO₂**（2013年度比**23.7%減少**）
- 2024年度総排出量のうち、施設の電気使用に伴う排出量が全体の47.3%、施設の燃料使用に伴う排出量が全体の48.1%を占める。



※図中の数値は小数点以下を四捨五入して表示。上記の変動率は、小数点以下を含めた数値で算出したもの。

(参考) 府省庁別の温室効果ガス総排出量と増減率

府省庁名	2013年度 (tCO ₂ /年)	2023年度 (tCO ₂ /年)	2024年度 (tCO ₂ /年)	2013年度比 増減率 (%)	(参考)	2023年度比 増減率 (%)	各項目における2023年度比増減率						
					2030年度 削減目標 (%)		公用車の 燃料使用 (%)	施設の 電気 (%)	電気使用量 変化分 MWh	排出係数 変化分 kgCO ₂ /kWh	施設の 燃料使用 (%)	フロン (%)	その他 (%)
内閣官房・内閣府	42,533	14,896	14,157	-66.7%	(注1) -50%	-5.0%	0.1%	7.2%	2,722	-0.014	1.1%	-	0.0%
内閣官房	14,614	5,413	6,389	-56.3%	(注1) -	18.0%	-6.2%	16.9%	3,724	0.005	3.3%	-	0.0%
内閣府	27,919	9,483	7,768	-72.2%	(注1) -	-18.1%	0.3%	-13.6%	-1,001	-0.029	-53.7%	-	0.0%
内閣法制局	260	133	70	-73.3%	-50%	-47.7%	-17.0%	-100.0%	-2	-0.185	20.1%	-	0.0%
人事院	1,549	1,020	1,064	-31.3%	-50%	4.3%	7.4%	5.2%	15	0.014	3.0%	-	44.4%
宮内庁	5,401	2,395	2,195	-59.4%	-50%	-8.4%	-4.3%	-32.4%	1,494	-0.005	-3.9%	-	-20.3%
公正取引委員会	1,072	440	428	-60.0%	-50%	-2.7%	-0.4%	-6.7%	76	-0.005	-1.4%	-	0.0%
警察庁	29,178	16,748	15,730	-46.1%	-50%	-6.1%	-11.6%	7.2%	1,715	0.006	-21.7%	-	10.4%
個人情報保護委員会	-	56	70	-	(注2) -32%	24.1%	5.2%	25.1%	-2	0.106	0.0%	-	0.0%
カジノ管理委員会	-	5	6	-	(注2) -32%	22.1%	22.1%	0.0%	-1	0.000	0.0%	-	0.0%
金融庁	3,165	2,961	3,471	9.7%	-50%	17.2%	2.6%	20.7%	-196	0.106	13.7%	-	0.0%
消費者庁	332	202	115	-65.4%	-60%	-43.1%	3.6%	-91.4%	35	-0.191	33.8%	-	0.0%
こども家庭庁	-	403	450	-	(注3) -50%	11.8%	-23.8%	24.2%	-166	0.061	3.5%	-	0.0%
デジタル庁	-	908	503	-	(注2) -32%	-44.7%	-11.4%	-45.5%	-821	-0.065	-47.2%	-	0.0%
復興庁	409	404	239	-41.7%	-50%	-40.9%	-9.7%	-78.6%	-66	-0.201	16.0%	-	0.0%
総務省	13,310	6,198	6,062	-54.5%	-50%	-2.2%	-7.2%	-6.9%	-561	-0.008	1.7%	-	50.0%
法務省	273,107	186,996	215,468	-21.1%	-50%	15.2%	-2.6%	32.4%	9,254	0.069	3.4%	-	-16.5%
外務省	4,860	6,535	899	-81.5%	-88%	-86.2%	-3.2%	-99.4%	139	-0.508	14.8%	-	0.0%
財務省	95,957	62,533	71,047	-26.0%	-50%	13.6%	-1.6%	19.9%	4,423	0.038	-3.3%	-	-99.9%
文部科学省	6,076	5,535	7,034	15.8%	-50%	27.1%	-8.2%	26.3%	-402	0.113	9.8%	-	0.0%
厚生労働省	89,848	83,408	84,065	-6.4%	-50%	0.8%	-2.1%	8.4%	-20,363	0.057	-16.5%	-	224.4%
農林水産省	45,477	22,927	26,916	-40.8%	-50%	17.4%	-3.1%	38.0%	1,766	0.083	-10.5%	-	-41.2%
経済産業省	15,430	3,552	3,599	-76.7%	-50%	1.3%	-7.1%	-10.7%	-790	-0.004	10.9%	-	0.0%
国土交通省	297,106	155,628	162,604	-45.3%	-50%	4.5%	-2.0%	-4.7%	-77	-0.013	34.9%	-	-33.9%
環境省	8,270	4,761	8,315	0.5%	-88%	74.6%	4.5%	76.3%	1,818	0.117	8.3%	-	-15.0%
防衛省	1,266,100	1,160,622	1,071,437	-15.4%	-50%	-7.7%	-13.8%	-17.2%	154,345	-0.108	-0.8%	-	11.5%
会計検査院	3,287	1,418	3,188	-3.0%	-50%	124.8%	-11.8%	1860.8%	-289	0.464	-6.1%	-	0.0%
政府全体	2,202,728	1,740,686	1,699,131	-22.9%	-50%	-2.4%	-4.3%	-6.8%	154,063	-0.039	-0.1%	-	8.7%

(注1)内閣官房及び内閣府は、この2つの機関を合わせたの目標を設定している。

(注2)個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、デジタル庁は、年間の温室効果ガス排出量が確認できた2022年度を基準として目標を設定している（2022年度総排出量はそれぞれ61tCO₂、45tCO₂、1,069tCO₂）。

(注3)こども家庭庁は、国立児童自立支援施設の2013年度排出量（502tCO₂）を基準として、目標を設定している。なお、当該排出量は、当時の所管省庁である厚生労働省の基準年度排出量に含まれている。

※本表における「2030年度削減目標」は、各府省庁における実施計画の「温室効果ガスの総排出量に関する目標」における値である。

※端数処理の関係上、増減率の数値が一致しないことがある。

※フロン類の排出量は、2024年度実績から調査しているため、増減率は「-」としている。

電気使用・燃料使用に伴う排出量に関する分析

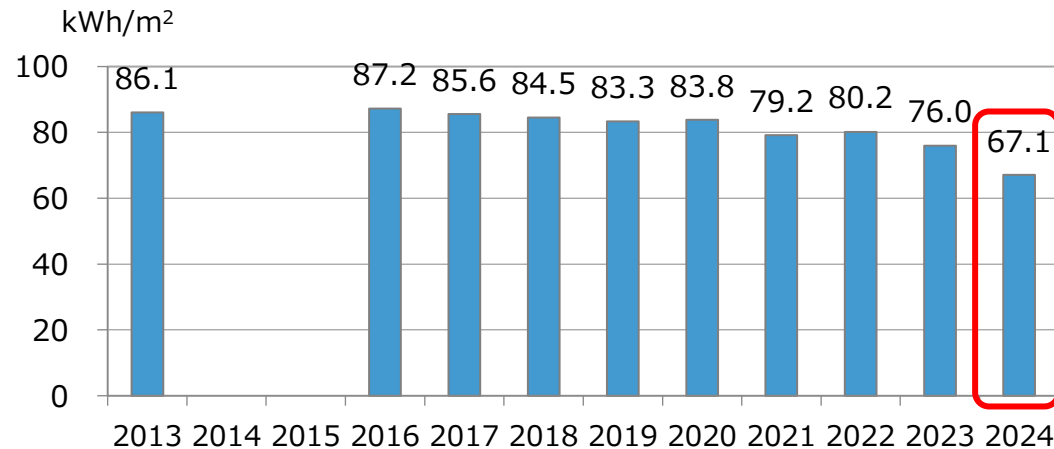
- 電気使用量は前年度比で154百万kWh増加。一方、電気の排出係数が0.04減少したことにより電気使用に伴う排出量は前年度比で6.8%減少。
- 燃料使用量は0.1百万GJ増加。燃料の排出係数は前年同であり、燃料使用に伴う排出量は前年度比で0.1%増加。
- 電気・燃料ともに、単位面積当たりの使用量は前年度より減少。

電気・燃料使用の状況（使用量・排出係数）

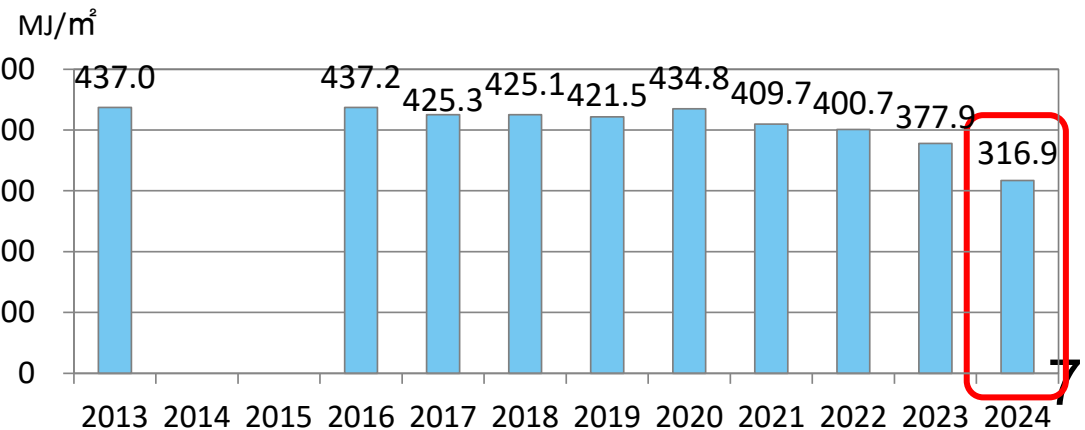
	電気使用に伴う排出 [tCO ₂]	電気		燃料使用に伴う排出 [tCO ₂]	燃料	
		電気使用量 [百万kWh]	電気の排出係数 [kgCO ₂ /kWh]		燃料使用量 [百万GJ]	燃料の排出係数 [kgCO ₂ /千GJ]
2023年度	862,333	2,614	0.330	817,328	13.0	0.063
2024年度	803,854	2,768	0.290	816,710	13.1	0.063
2023年度からの増減	58,479tCO ₂ 減少 (6.8%減少)	154百万kWh増加	0.04減少	618tCO ₂ 減少 (0.1%増加)	0.1百万GJ増加	-

単位面積当たりの使用量変化

● 単位面積当たりの電気使用量



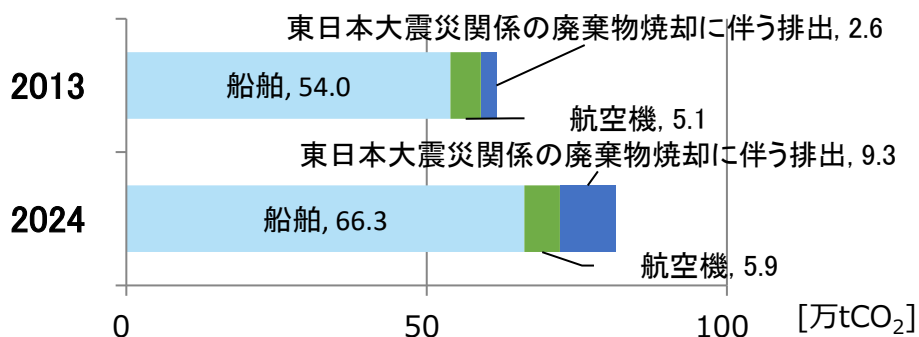
● 単位面積当たりの燃料使用量



削減目標対象外の温室効果ガス排出量

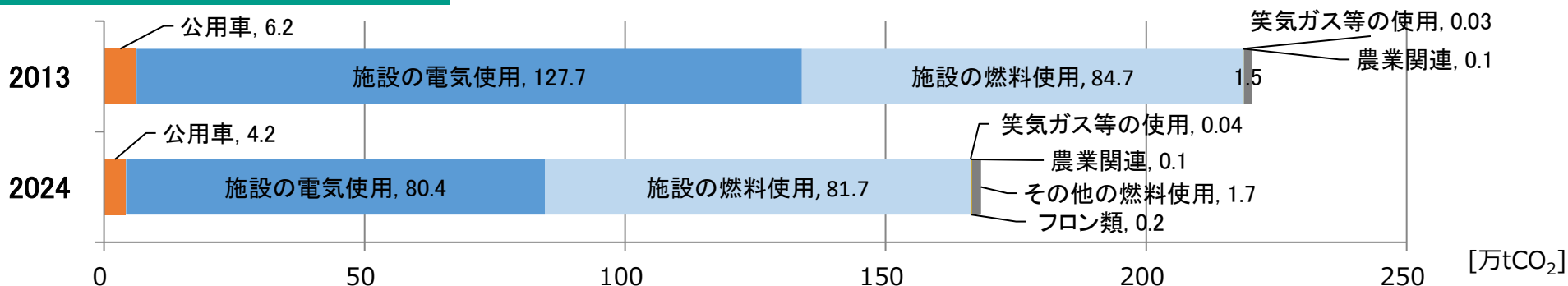
- 温室効果ガス排出削減目標の対象外としている「船舶・航空機」「東日本大震災関係の廃棄物焼却」については、**排出量の把握を行い取組の進捗状況を点検**することとしている。
- 2024年度における「船舶・航空機」の使用に伴う排出量は約72.3万tCO₂、「東日本大震災関係の廃棄物焼却」に伴う排出量は約9.3万tCO₂であり、**それぞれ2013年度比で約22%、260%増加**。

削減目標対象外



※東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う温室効果ガスの排出は、帰還困難区域における除染や家屋解体等に伴う廃棄物の焼却によるものであり、対象となる廃棄物の処理が終われば排出量はゼロとなる見込み。

(参考) 削減目標対象



- 1. 2024年度実施状況**
 - 1-1. 政府の事務及び事業に伴い排出される
温室効果ガスの総排出量
 - 1-2. その他の数量を伴う目標の実績等**
2. 公共部門等の脱炭素化に向けた取組
3. まとめと評価

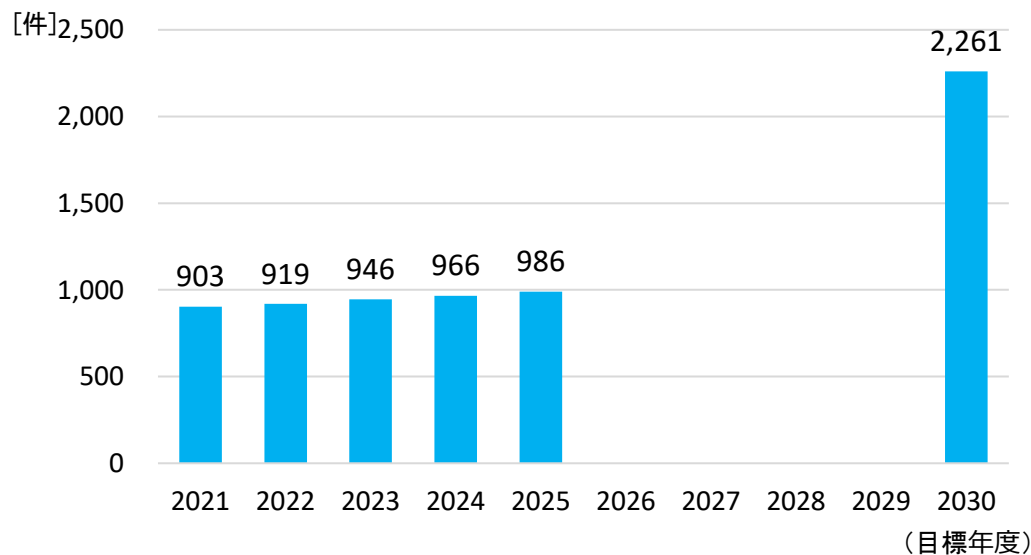
2024年度の進捗状況

対象	目標値	2024年度の進捗（前年度からの進捗）
温室効果ガス排出量	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までに50%削減 ✓ 2035年度までに65%削減 ✓ 2040年度までに79%削減（いずれも2013年度比） 	22.9% 減少 (1.9pt 増加)
太陽光発電	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までに設置可能な建築物（敷地含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置 ✓ 2040年度までに設置可能な建築物（敷地含む。）の100%に設置を目指す 	設置可能な建築物（敷地含む）の導入件数の割合：21.9% (0.4pt 増加) ※2030年度目標に対する進捗率は43.6%
建築物の建築	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新築建築物は原則ZEB Oriented相当以上 ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指す ✓ 2030年度以降には、更に高い省エネ性能を目指す 	2022年度以降の新築建築物(62件)の状況： 『ZEB』相当 2件 Nearly ZEB相当 1件 ZEB Ready相当 4件 ZEB Oriented相当 11件 ZEB Oriented未満 6件 分類不可※ 38件
公用車の電動化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新規導入・更新については2022年度以降全て電動車（電動車に代替不可能なものを除く） ✓ 2030年度までにストック100%を目指す 	2024年度の新規導入・更新における電動車の割合：79.5% ストックでの導入率：42.5% (3.3pt 増加)
LED照明	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする 	導入率：42.4% (3.0pt 増加)
電力調達	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする ✓ 2030年度以降、再エネ電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とする 	再エネ電力調達割合：35.6% (16.5pt 増加)

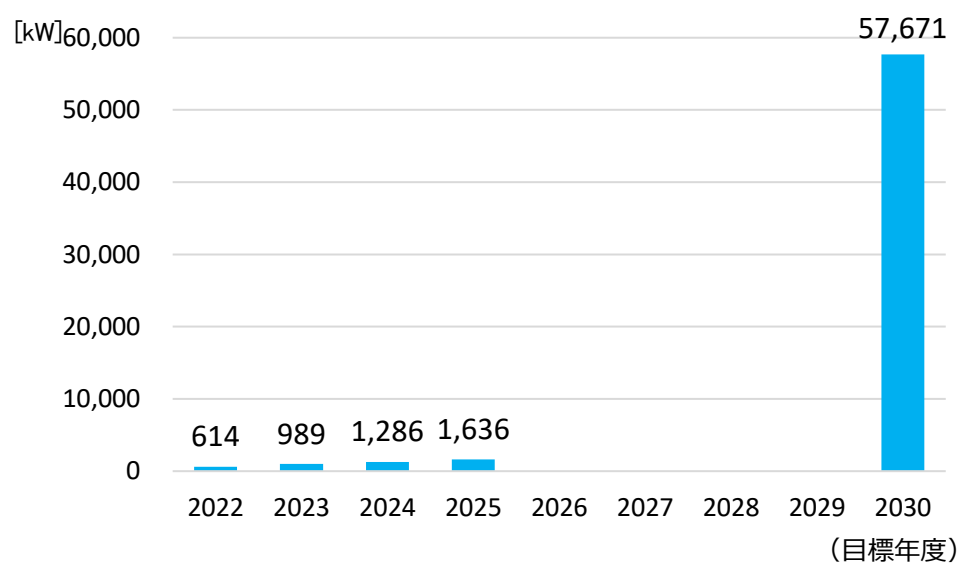
太陽光発電の2030年度目標に対する進捗状況

- 太陽光発電については、**公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において、2030年度における件数ベース及び設備容量ベースの導入目標を府省庁ごとに設定**。各府省庁において、導入目標の実現に向けた**工程表や計画等を盛り込んだ太陽光発電整備計画を令和6年4月に策定**（毎年度見直しを実施）。
- 本計画に従って取組を進めており、2025年度までの状況（2025年度は見込みを含む）は以下の通り。特に、設備容量ベースの進捗については危機的な状況。
 - ・導入目標に対する政府全体の進捗状況は、**件数ベースで43.6%※、設備容量ベースで2.8%**。
 - ※ 2040年度目標に対しては21.9%。
 - ・太陽光発電整備計画において示された今後の導入計画は、**118件（設備容量未定も含む）、796kW**。目標に対して大きく不足しており、継続して設置候補施設の選定が必要。
- 政府が保有する全ての建築物及び敷地について**今後導入可能性のあるポテンシャルを調査したところ、3,619件、120,324kW**であり、これらの活用に向けた取組強化が必要な状況。

導入件数（累積）



設備容量（2022年度以降の累積）



(参考) 太陽光発電の導入状況 (件数ベース)

府省庁名	太陽光発電設備の設置状況・新規導入見込み (件)					導入実績 (A) (件数)	導入ポテンシャル (件数)	2030年度 導入目標 (B) (件数)	導入目標に 対する導入割合 (A÷B×100)
	2021年度までの 導入実績	2022年度の 導入実績	2023年度の 導入実績	2024年度の 導入実績	2025年度 新規導入実績・ 導入見込み				
	(累積)	(単年度)	(単年度)	(単年度)	(単年度)				
内閣官房・内閣府	13	0	3	2	0	18	24	13	138.5%
内閣官房	3	0	0	0	0	3	5	3	100.0%
内閣府	10	0	3	2	0	15	19	10	150.0%
内閣法制局	-	-	-	-	-	0	-	-	-
人事院	0	0	0	0	0	0	2	1	0.0%
宮内庁	11	2	0	0	0	13	31	16	81.3%
公正取引委員会	-	-	-	-	-	0	-	-	-
警察庁	17	1	0	0	0	18	48	24	75.0%
個人情報保護委員会	-	-	-	-	-	0	-	-	-
カジノ管理委員会	-	-	-	-	-	0	-	-	-
金融庁	-	-	-	-	-	0	-	-	-
消費者庁	-	-	-	-	-	0	-	-	-
こども家庭庁	-	-	0	0	0	0	-	-	-
デジタル庁	-	-	-	-	-	0	-	-	-
復興庁	-	-	-	-	-	0	-	-	-
総務省	4	0	0	0	0	4	5	5	80.0%
法務省 (※2)	178	6	3	5	0	192	569	285	67.4%
外務省	6	0	0	0	0	6	7	4	150.0%
財務省	241	2	6	3	4	256	1,329	665	38.5%
文部科学省	1	0	0	0	0	1	1	1	100.0%
厚生労働省	123	2	3	4	5	137	1,104	552	24.8%
農林水産省	11	0	0	1	3	15	242	121	12.4%
経済産業省	4	0	0	0	0	4	6	3	133.3%
国土交通省 (※3)	179	1	10	5	4	199	880	440	45.2%
環境省	110	2	2	0	7	121	260	130	93.1%
防衛省	15	0	(※1)	(※1)	(※1)	(※1)	(※1)	(※1)	(※1)
会計検査院	2	0	0	0	0	2	2	1	200.0%
政府全体	915	16	27 (※1)	20 (※1)	23 (※1)	986 (※1)	4,510 (※1)	2,261 (※1)	43.6% (※1)

・建築物、敷地を保有していない府省庁については、各項目を「-」としている。

・内閣府の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、建設中の庁舎の新規導入分を含む。

(※1) : 防衛省は全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新に係る計画 (マスタープラン) を作成しているところであり、計画ができたものから順次検討予定。なお、政府全体の設置可能な建築物・敷地に対する導入割合、太陽光発電の導入ポテンシャル、導入目標は防衛省を除いた値。

(※2) : 法務省の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、今般、具体的な導入目標及び太陽光整備計画を策定するに当たって、矯正施設におけるセキュリティ対策等の観点からの支障の有無等を踏まえて算出したもの。

(※3) : 国土交通省においては、対象となる建築物、敷地がFU調査ベースで、約5,000件あり、2030年度に向けて、ポテンシャルを精査していくが、対象となる施設が非常に多く、現時点では、精査が困難なことから、概算の数値での算出となっている。

(参考) 太陽光発電の導入状況 (設備容量ベース)



府省庁名	太陽光発電設備の設置状況・新規導入見込み (kW)					導入ポテンシャル (設備容量)	2030年度 導入目標 (B) (設備容量) <small>()は導入ポテンシャルの 50%を超えて導入済み の設備容量</small>	導入目標に 対する導入割合 (A÷B×100)
	2022年度の 導入実績	2023年度の 導入実績	2024年度の 導入実績	2025年度 新規導入実績・ 導入見込み	2022~2025年度 の導入実績・ 導入見込み (A)			
	(単年度)	(単年度)	(単年度)	(単年度)				
内閣官房・内閣府	0	105	30	0	135	-	-	-
内閣官房	0	0	0	0	0	476	(209)	(※1)
内閣府	0	105	30	0	135	566	48	281.3%
内閣法制局	-	0	-	-	-	-	-	-
人事院	0	0	0	0	0	252	126	0.0%
宮内庁	21	0	0	0	21	1,343	512	4.1%
公正取引委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
警察庁	30	0	0	0	30	3,056	1,231	2.4%
個人情報保護委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
カジノ管理委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
金融庁	-	-	-	-	-	-	-	-
消費者庁	-	-	-	-	-	-	-	-
子ども家庭庁	-	0	0	0	0	-	-	-
デジタル庁	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省 (※2)	0	0	0	0	0	103	(40)	(※1)
法務省 (※4)	361	55	65	0	481	26,389	9,257	5.2%
外務省	0	0	0	0	0	440	60	0.0%
財務省	121	66	19	18	224	36,473	15,027	1.5%
文部科学省	0	0	0	0	0	82	(41)	(※1)
厚生労働省	10	25	35	86	156	38,182	17,163	0.9%
農林水産省	0	0	5	35	40	8,366	4,072	1.0%
経済産業省	0	0	0	0	0	470	(30)	(※1)
国土交通省 (※5)	60	106	140	155	461	22,200	8,800	5.2%
環境省	11	18	4	56	88	4,782	1,376	6.4%
防衛省	0	(※3)	(※3)	(※3)	(※3)	(※3)	(※3)	(※3)
会計検査院	0	0	0	0	0	50	(25)	(※1)
政府全体	614	375 (※3)	297 (※3)	350 (※3)	1,636 (※3)	143,229 (※3)	57,671 (※3)	2.8% (※3)

・建築物、敷地を保有していない府省庁については、各項目を「-」としている。

・内閣府の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、建設中の庁舎の新規導入分を含む。

(※1) : 2021年度実績で導入ポテンシャルの50%を超えて導入済みの場合、目標が設定されないため、導入割合も計算されない。

(※2) : 総務省は、2021年度実績で導入ポテンシャルの50%を超えて導入済だが、2030年度までに、残りの導入ポテンシャルに相当する12.2kW導入 (累積で103kW) をすることを目標設定している。

(※3) : 防衛省は全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新に係る計画 (マスタープラン) を作成しているところであり、計画ができたものから順次検討予定。なお、政府全体の設置可能な建築物・敷地に対する導入割合、太陽光発電の導入ポテンシャル、導入目標は防衛省を除いた値。

(※4) : 法務省の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、今般、具体的な導入目標及び太陽光整備計画を策定するに当たって、矯正施設におけるセキュリティ対策等の観点からの支障の有無等を踏まえて算出したもの。

(※5) : 国土交通省においては、対象となる建築物、敷地がFUI調査ベースで、約5,000件あり、2030年度に向けて、ポテンシャルを精査していくが、対象となる施設が非常に多く、現時点では、精査が困難なことから、概算の数値での算出となっている

太陽光発電の導入加速化に向けた取組方針

課題

- FU調査の結果、各府省庁からは、**情報集約・整理に多大な労力がかかり導入施設選定や設計に関する検討が進まないことや、耐震改修等の緊急性の高い対応により太陽光発電設備の設計・施工の優先度が低くなり、財源確保が困難であること等の課題**があげられた。
- 太陽光発電の導入加速化に向け、**継続的に導入施設の選定を進めるとともに、各府省庁が抱えるマンパワーや財源不足へ対応することが求められる。**

取組方針

- ①導入施設の選定 ⇒ 構造計算書等の必要な書類の確認、太陽光発電整備計画の継続的な具体化
 - 導入検討に必要となる構造計算書等の**各種書類の保有状況等を踏まえ、候補施設の優先順位付けを行い、太陽光発電整備計画の具体化を継続的に進める。**
 - 環境配慮法基本方針に基づき、建築物の新築に当たっては、**原則として自家消費型の太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を図っていく。**
- ②マンパワー・財源不足への対応 ⇒ PPA方式による導入の確立・水平展開
 - 発電事業者が、施設所有者の屋根を借り受け、導入に向けた詳細設計及び設備の設置・維持管理等の一切を行い、当該設備で発電された電力を特定の単価で施設所有者に販売する**PPA（電力購入契約）方式による導入は、マンパワーや財源に関する課題を解消する有効な手法。**
 - 地方公共団体では有効に活用されており、短期間で一定量の太陽光発電の導入につながっているが、**政府部門では事例がなく、活用にあたっては、その調達手法や契約内容等の整備が必要。**
 - 環境省保有施設において**一定の事業性を担保できるスキームを検討中**。今後、令和8年度を目途に事業化を進め、事前調整や調達・契約等に関するノウハウをとりまとめ、基本モデルとして各府省庁へ展開する。

新築建築物のZEB化

- 2022年度以降に設計を開始し、既に設計が完了した新築建築物（62件）を対象に調査。2024年度実績から、基準・設計一次エネルギーに加え、**BEIの調査を開始したが、38件についてはBEIも不明**であった。
- **目標を上回る建築物が7件**（『ZEB』相当：2件、Nearly ZEB相当：1件、ZEB Ready相当：4件）、ZEB Oriented相当が11件見られた一方で、**ZEB Oriented相当未満となった施設も6件存在**。
- **ZEB Oriented未満の6件**は、**宿舎や駐屯地等、給湯など熱源設備を利用する施設**であった。

ZEB Ready相当以上の新築建築物

	府省庁	所管機関	建築物名	2024年3月末時点の建築状況	建築物全体の延床面積積 (㎡)	省エネによる削減率	創エネによる削減率
『ZEB』相当	環境省	九州地方環境事務所	くじゅう国立公園管理事務所	竣工済	116	71	65
	環境省	中国四国地方環境事務所	地家室園地休憩所	竣工済	199	51	56
Nearly ZEB相当	環境省	九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所	徳之島世界遺産センター	建設中	450	58	18
ZEB Ready相当	防衛省	防衛医科大学校	体育館	竣工済	2,707	51	0
	防衛省	陸上自衛隊出雲駐屯地	施設整備工場	竣工済	1,013	51	0
	防衛省	陸上自衛隊那覇駐屯地	庁舎	建設中	15,419	53	0
	防衛省	海上自衛隊館山航空基地	車両整備場	建設中	646	62	0

(参考) 『ZEB』相当の建築物の取組事例

くじゅう国立公園管理事務所

『ZEB』相当

場所：大分県玖珠郡九重町
 用途：くじゅう国立公園の管理を行う職員の事務所
 構造：木造
 階数：地上1階
 エネルギー削減率（創エネ除く/含む）：71%/136%

- 省エネルギー対策
 - ・LED照明の導入
 - ・窓等の開口面積を小さくなるよう設計し、Low-E複層ガラスを採用することで断熱性強化。
 - ・換気設備は全熱交換機を設置。
 - ・すきま風防止のため外壁、天井面の室内側に防湿機密シートを敷設

- 再生可能エネルギーの導入
 - ・7.0kWの太陽光発電設備を設置

→上記対策により、建て替え前と比較し電気料金は約80%削減。



施設の外観

瀬戸内海国立公園地家室園地休憩所

『ZEB』相当

場所：山口県大島郡周防大島町大字地家室地内
 用途：ダイビングやシーカヤック等に訪れた利用者の休憩所（多目的室、シャワー付き更衣室、トイレ等）
 構造：木造平屋建て
 階数：地上1階
 エネルギー削減率（創エネ除く/含む）：51%/107%

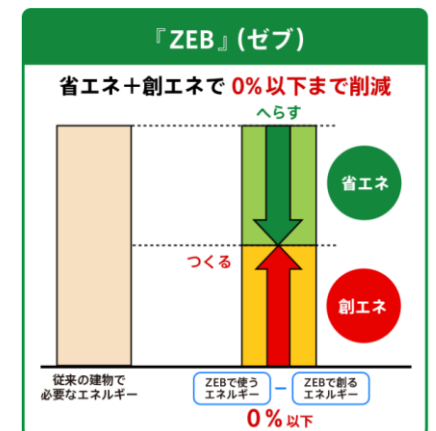
- 省エネルギー対策
 - ・空調設備は、継続的に人が滞在する更衣室、多目的室のみに設置。電気式ヒートポンプ個別エアコンを採用。
 - ・換気設備は多目的室に全熱交換器を設置。
- 再生可能エネルギーの導入
 - ・12.37kWの太陽光発電設備を設置



施設の外観

『ZEB』相当とは
 以下の①～②のすべてに適合した建築物
 ①基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減（再生可能エネルギー*を除く）
 ②基準一次エネルギー消費量から100%以上の削減（再生可能エネルギー*を含む）

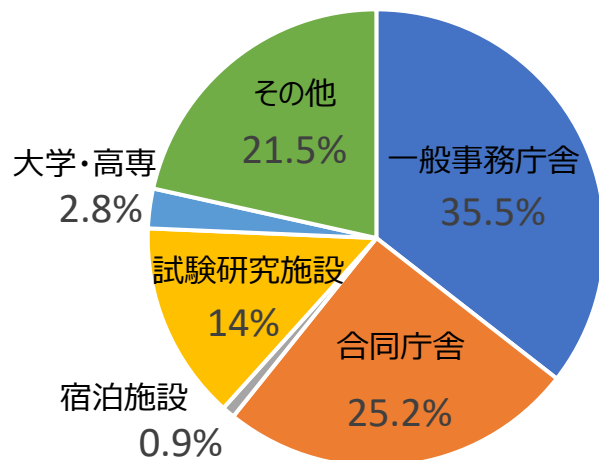
*再生可能エネルギー量の対象は敷地内に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含めることとする。



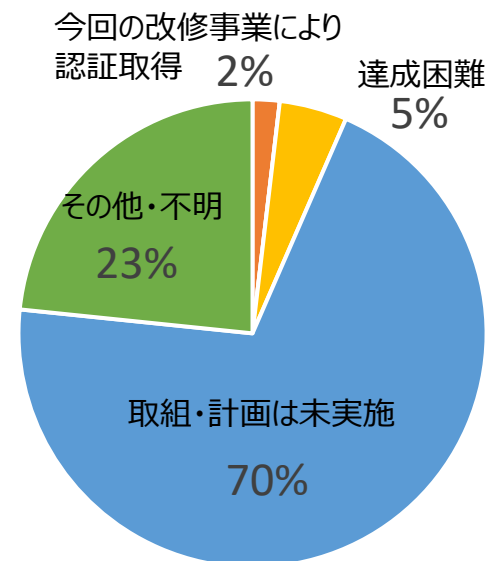
- 政府実行計画の温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けては、**既存建築物の省エネ化等を進める必要**。
- 環境配慮契約法基本方針に基づき、**運用段階におけるデータの積極的な活用等により、ZEB化を見据えた中長期的な改修計画の検討を適切に実施**していく。
- 環境配慮契約の実績調査では、令和6年度に省エネ改修事業を実施した政府施設107件のうち、**ZEB化を達成済みが2件**、達成困難が5件、取組・計画未実施が75件、その他・不明が25件。
- 具体的な対策としては、LED照明器具、空調、全熱交換機等の設備導入や、開口部（複層ガラス、気密サッシ等）や外皮断熱の取組を行う事例が多い。

環境配慮契約の令和6年度実績調査結果

省エネ改修事業を実施した
政府施設の内訳（全107件）



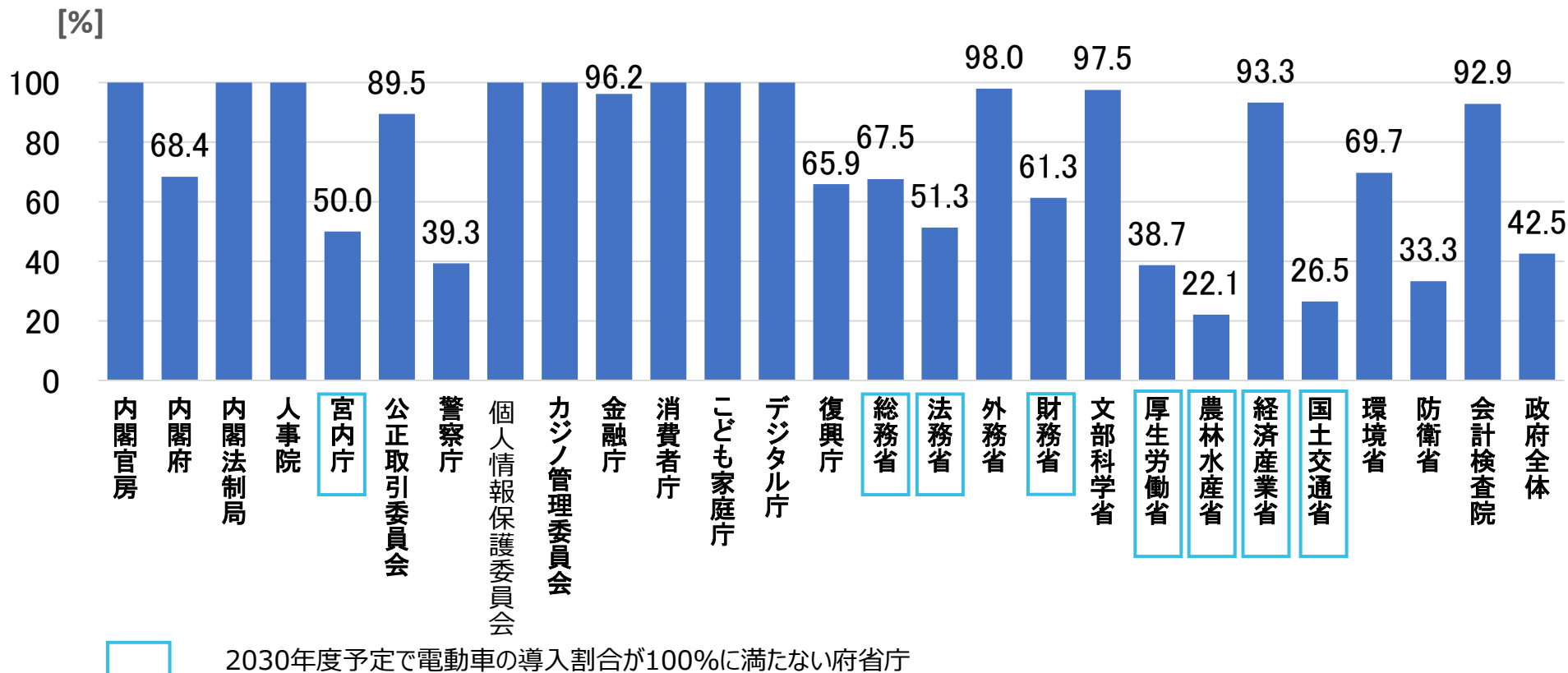
ZEB化に向けた取組・計画の有無及び今後の取組



※達成困難とは、省エネルギー・脱炭素化に工夫の余地がほとんどない事業

府省庁別の電動車導入割合

- ストックでの電動車の導入割合は、前年度から3.3pt増加し政府全体で42.5%。2024年度の新規導入・更新における電動車の割合（フロー）は79.5%。2030年度予定で導入割合が100%に満たない省庁も存在し、各省庁ごとの精緻な分析が必要。
- 1台当たりの燃料使用量及び保有する公用車の台数は前年度から減少しており、公用車の効率的な利用等を図りながら温室効果ガス排出量削減を進めている。
- 電動車への代替可能性判断が調達者任せになっている状況が課題となっていることから、環境省では、非電動車を導入する場合には、とりまとめ部局にその理由を報告し、理由の妥当性を確認することとした（令和8年度運用開始）。今後、よくある理由を整理し、政府全体で判断の統一化を図っていく。

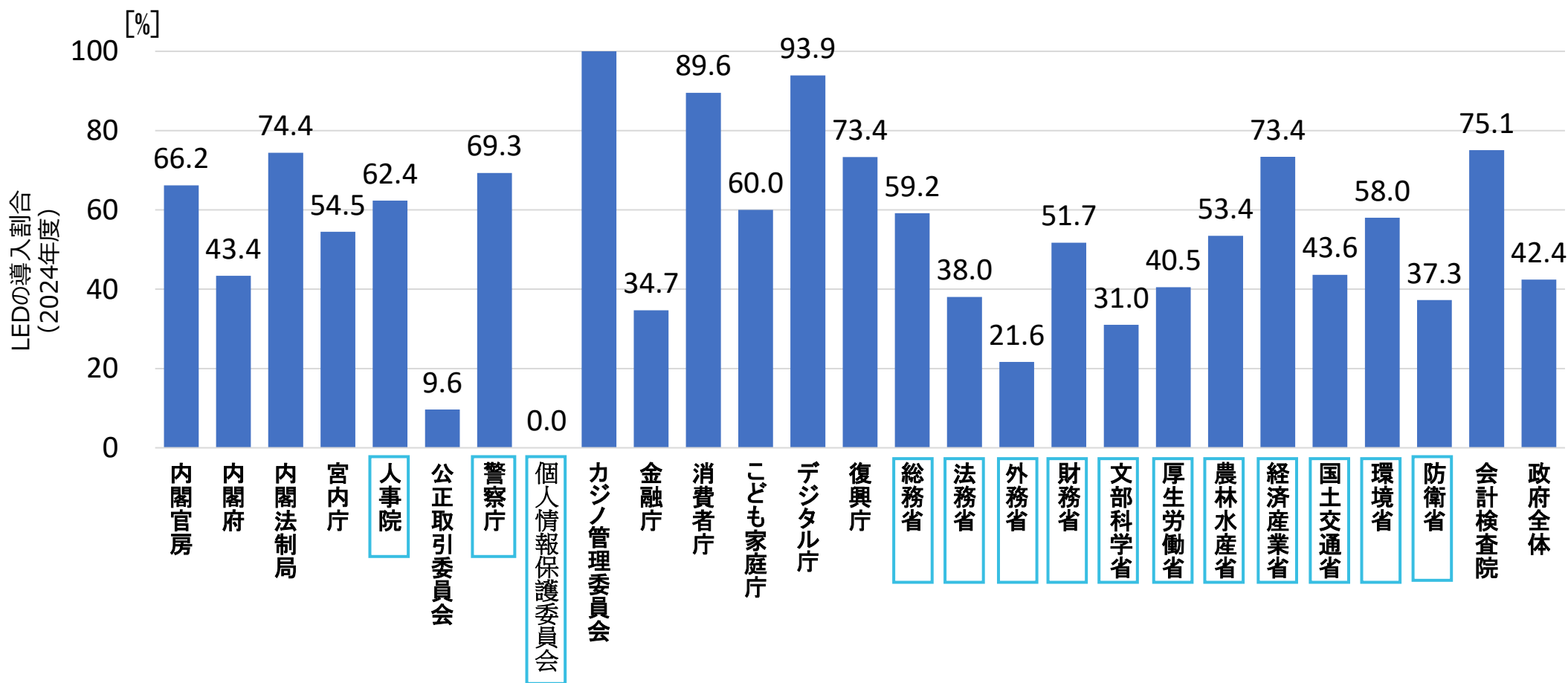


2030年度の導入予定を100%とする対応方針

府省庁名	2030年度の導入予定を100%とする対応方針
宮内庁	施設単位での更新タイミングの把握を行い、計画的に導入を進める。
総務省	代替可能な電動車が無い場合等を除き、本省にて調達を行い各施設に配備するものについても、計画的に導入を進める。
法務省	計画的な予算執行及び必要な予算要求を検討する。
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none">・各施設において、導入・更新に必要な予算を計画的に確保する。・新規導入・更新時において、電動車化（リース含む）を徹底する。
農林水産省	2030年度導入予定を100%とすることが困難な部局（すでに解体することが確定している等）を除き、計画的に調達を進めるよう改めて促していく。
経済産業省	今後公用車を買換える際には、電動車を検討していく。
国土交通省	施設単位での公用車の更新タイミングの把握を行い、計画的に導入を進める。

府省庁別のLED照明導入割合

- LED照明の導入割合は、前年度から3.0pt増加し政府全体で42.4%。2030年度予定で導入割合が100%に満たない省庁も存在し、各省庁ごとの精緻な分析が必要。
- 一般照明用の蛍光ランプは、2026年1月より順次、製造・輸出入が禁止となることから、計画的な更新を進める。



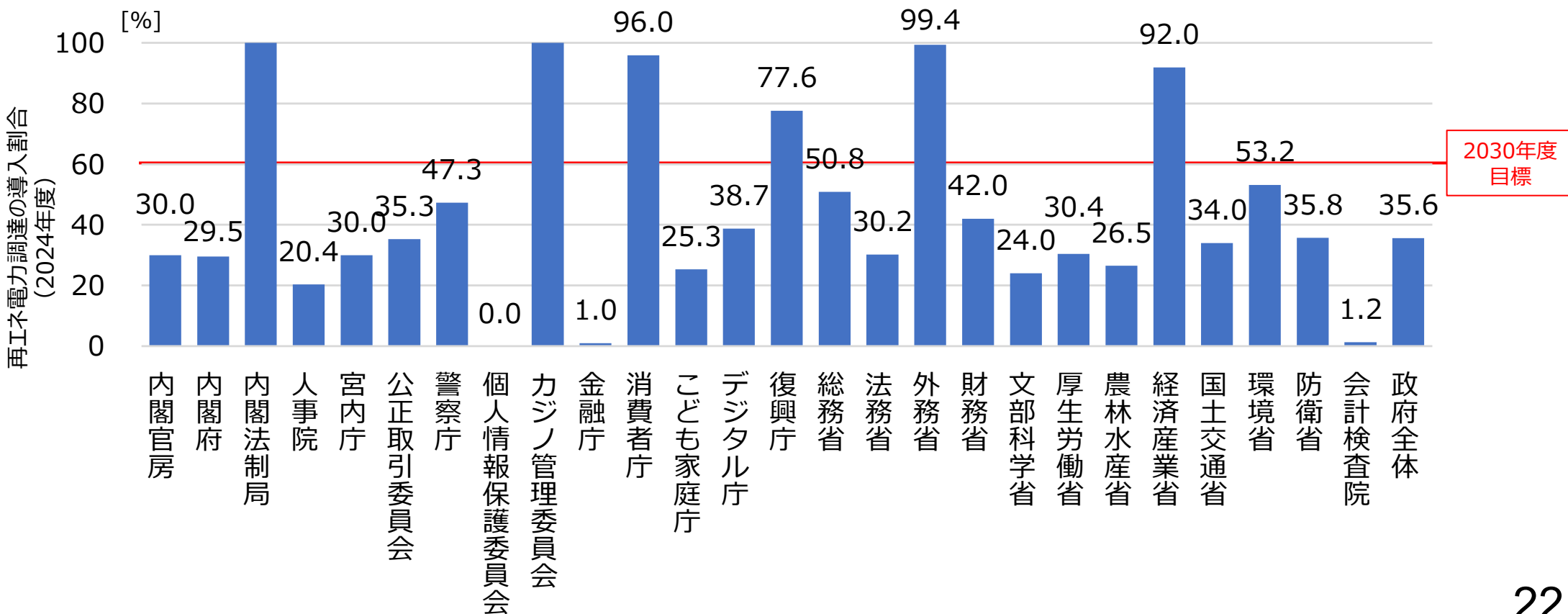
2030年度予定でLED照明導入割合件数が100%に満たない府省庁

2030年度の導入予定を100%とする対応方針

府省庁名	2030年度の導入予定を100%とする対応方針
人事院	<ul style="list-style-type: none"> ・本院（本省）は2025年度に移転することが決定されていたため2030年の導入予定が100%になっていなかったが、2026年2月に移転して入居した庁舎はLED100%である。 ・地方事務所（沖縄）は今後LED化工事を実施する方向で予算確保に向けて準備中。
警察庁	<p>整備計画に基づき、必要な予算要求を行ってLED照明への切替を促進する。 また、合同庁舎等に入居する機関については、照明のLED化に向け、管理官庁と必要な調整を図る。</p>
個人情報保護委員会	<p>2024年度における庁舎においては100%ではないが、2025年度中に移転した庁舎では100%導入しているため、引き続き導入を維持することとする。</p>
総務省	<p>2030年度までに更新予定となっていない施設の状況把握を行う。</p>
法務省	<p>計画的な予算執行及び必要な予算要求を検討する。</p>
外務省	<p>2030年度までに更新予定となっていない施設の状況把握を行う。</p>
財務省	<p>一部の施設においては老朽化等の理由から解体、移転等を予定しており、各施設で適切なタイミングでの更新に努める。</p>
文部科学省	<p>政府保有施設については、2030年度までに100%導入予定である。民間保有（民借）施設については、貸主との調整を継続して行っていく。</p>
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設において、導入・更新に必要な予算を計画的に確保する。 ・オーナー側との調整を進め、導入のタイミングを明確化し、計画的に導入・更新を進める。 ・2030年度の導入・更新予定が100%となっていない施設の状況把握を行い、導入・更新のタイミングを明確化し、計画的に導入・更新を進める。
農林水産省	<p>入居先である民間ビル、地方公共団体等の所管建物において、建築物管理者と導入に向けて引き続き調整を進める。</p>
経済産業省	<p>今後、建て替えや修繕、移転などの際には、LED照明の導入を検討していく。</p>
国土交通省	<p>2030年度までに更新予定となっていない施設の状況把握を行い、導入を促す。</p>
環境省	<p>2030年度までに更新予定となっていない施設の状況把握を速やかに行い、計画的な予算執行及び必要な予算要求を実施する。</p>
防衛省	<p>2030年度までに解体予定の建物があるため。</p>

府省庁別の再エネ電力調達実績

- 再エネ電力の調達割合は、前年度から16.5pt増加し政府全体で35.6%。
- FU調査では、入札参加事業者の確保、調達コストの増加、調達に係る事務負担、入居官庁との調整等が課題としてあげられている。
- 入札参加事業者の確保については、電力会社側の再エネ電力供給量に限界があり大規模施設への再エネ供給が困難な事例が見られた。調達コストについては、再エネ比率の高い電力供給を求めることにより供給価格が増加したといった事例が見られた。



(参考) 府省庁別の再エネ電力調達実績詳細

府省庁別 電気調達量と再生可能エネルギー電力調達割合 (2023・2024年度)

府省庁名	2023年度	2024年度			
	再生可能エネルギー電力の 調達割合	電気調達量	再生可能エネルギー 電気調達量	自家消費の 再生可能エネルギー	再生可能エネルギー 電力の調達割合
	(%)	(kWh)	(kWh)	(kWh)	(%)
内閣官房・内閣府	15.3	56,259,397	16,756,153	1,196,266	29.8
内閣官房	10.7	30,174,833	9,052,450	398,351	30.0
内閣府	19.8	26,084,564	7,703,703	797,915	29.5
内閣法制局	30.0	389,804	389,804	0	100.0
人事院	23.1	1,802,232	367,270	0	20.4
宮内庁	30.2	11,436,581	3,433,446	185,603	30.0
公正取引委員会	27.6	2,216,671	781,765	0	35.3
警察庁	35.2	49,617,848	23,458,390	13,124	47.3
個人情報保護委員会	2.0	135,098	0	0	0.0
カジノ管理委員会	100.0	90,168	90,168	0	100.0
金融庁	3.0	3,673,998	36,740	0	1.0
消費者庁	31.7	625,930	600,659	1,011	96.0
こども家庭庁	21.9	1,210,640	306,566	0	25.3
デジタル庁	21.9	1,713,808	663,441	0	38.7
復興庁	29.3	724,701	562,421	0	77.6
総務省	39.2	19,417,951	9,869,186	917	50.8
法務省	21.2	319,346,014	96,408,405	1,651,501	30.2
外務省	69.1	11,449,676	11,384,987	89,000	99.4
財務省	23.1	156,965,077	65,951,847	72,691	42.0
文部科学省	20.8	9,084,722	2,177,841	0	24.0
厚生労働省	26.2	163,580,330	49,784,717	197,932	30.4
農林水産省	20.6	45,916,658	12,158,911	0	26.5
経済産業省	90.4	23,236,818	21,369,409	84,299	92.0
国土交通省	20.8	423,456,421	143,890,275	2,159,073	34.0
環境省	46.7	18,300,947	9,734,196	5	53.2
防衛省	13.6	1,443,698,244	516,184,667	3,372,724	35.8
会計検査院	2.8	4,003,723	49,556	0	1.2
政府全体	19.1	2,768,353,456	986,410,819	9,024,145.5	35.6

- 政府機関における再エネ調達に際しての課題整理等を目的に**電力調達の実態調査を実施**。
- 政府機関の契約担当官からは、必要な財源の確保等が課題として挙げられた一方で、既存の電力契約を分析した結果、**再エネ比率と実際の契約単価について、明確な相関がないことが確認できた**。
- 小売電気事業者からは、仕様内容の把握や提出書類の様式の不統一などにより、入札可否の判断に要する工数が大きいこと等が課題として挙げられており、**仕様等の共通化など工数削減の工夫が必要**。

調査の概要

調査対象：令和7年度における国交省・法務省の電力契約案件の一部（1,221案件）

方法：契約関係書類の収集・分析、契約担当官へのアンケート調査、小売電気事業者へのヒアリング調査等

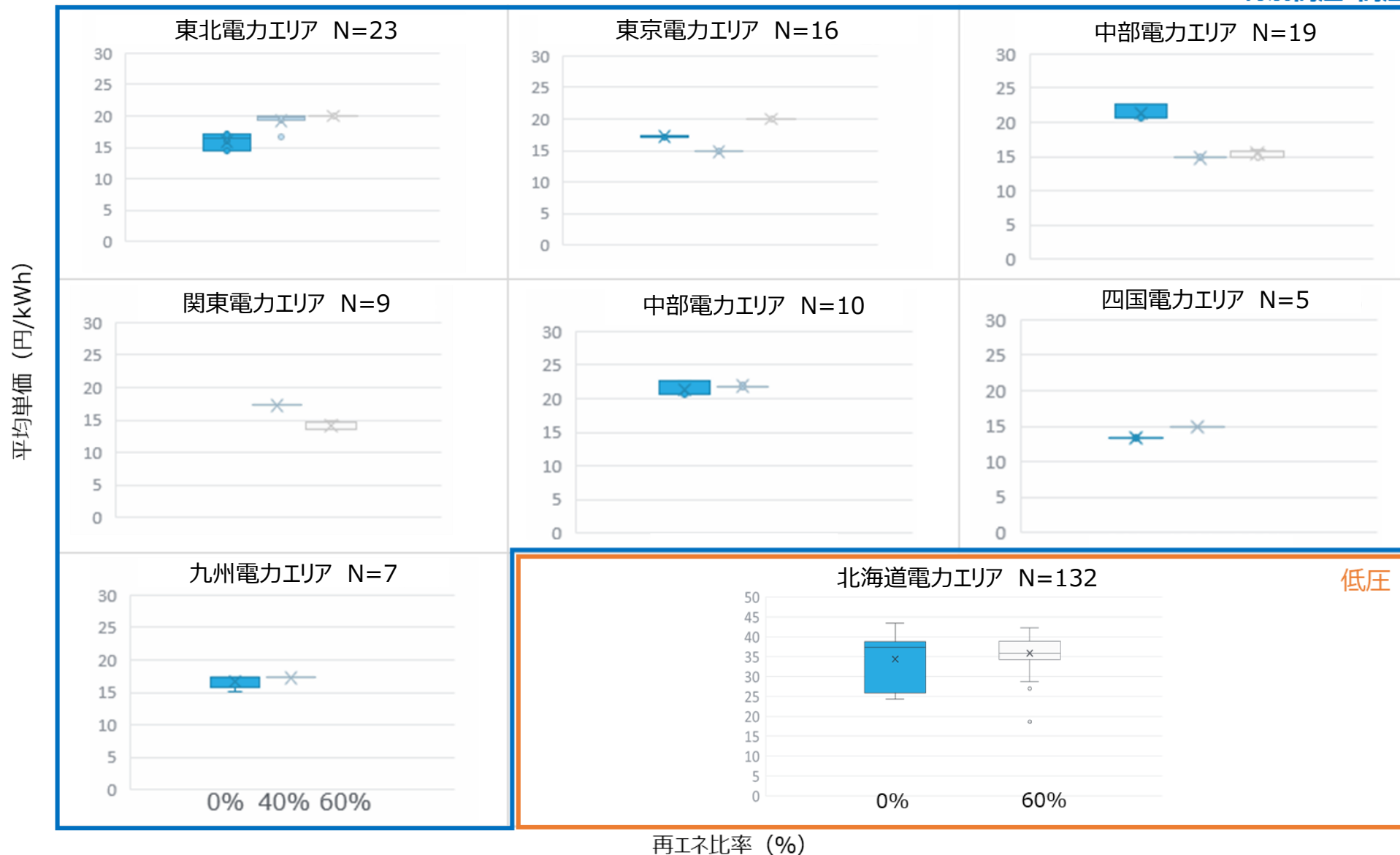
主な調査結果

- ✓ 再エネ比率と契約単価の関係性（詳細は次ページ参照）
 - ・再エネ比率と契約単価との関係性は限定的であり、**高い再エネ比率を求めた場合でも、必ずしも契約単価が上昇するとは限らないことが明らかとなった**。
- ✓ 契約担当官へのアンケート結果
 - ・再エネ調達の課題としては、**必要な財源の確保、再エネ電力に関する情報収集、参考見積の取得に協力する小売電気事業者の確保が難しいこと**が課題として挙げられた。
- ✓ 小売電気事業者へのヒアリング結果
 - ・**再エネ電力の価格への反映については、小売電気事業者ごとに再エネ電力調達に対する姿勢にばらつきが見られ、その背景には、収益性への影響や高度化法等の制度対応があることが確認された**。
 - ・価格条件や再エネ要件以前の段階において、「**仕様書の内容や記載方法**」に起因する課題により、**入札機会を逸している現状が指摘された**。具体的には、仕様内容の把握および入札可否の判断に要する工数が大きいこと、入札時に求められる提出書類の様式が統一されていないことや書類量が多いことが事業者の負担となっている。さらに、**落札後における契約手続、請求・支払い対応等の個別対応に係る工数が多い点も課題として挙げられた**。
 - ・契約期間については、調達環境や各社の意向にもよるが、必ずしも**単年度契約/複数年契約どちらかに限定されないとの認識**が示された。

(参考) 再エネ比率による単価への影響

- 特別高圧・高圧・低圧ともに、再エネ比率と平均単価に明確な相関は見られず、再エネ比率が電力価格に与える影響は限定的だと考えられる。

特別高圧・高圧



課題への対応（共同調達、多様な電力メニューの許容）

- 令和8年度の電力調達では、環境省の**全国7施設で共同調達を実施**。
- 調達にあたっては、**不落・不調リスクや調達コストを低減するため、主に以下の工夫を行った**。
 - ①事前の小売電気事業者へのヒアリングにおいて、需要規模の大きい案件から入札を検討するとの声が多かったことを受け、**7施設を束ね需要規模の大きい案件（合計で636万kWh）を組成**。
 - ②従来、料金体系の指定により入札可能事業者が限定されていたことを踏まえ、**事業者独自の燃料調整費を許容する等、調達要件の見直し**。
- その結果、**複数事業者からの入札があり、前年度の支払い総額より安価に再エネ100%電力が調達できた**。

調達要件の見直し内容

●事業者独自の燃料調整費の許容

従来、旧一般電気事業者と同等の料金体系が一般的な要件となっていたが、独自の料金体系の小売電気事業者が増加していることを踏まえ、燃料費等調整額の算定方法について任意の算定緒言を採用することを許容した。

（仕様書抜粋）

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定緒言に準じる、**もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出する**ものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

●書類提出期限の設定

再エネ比率を証明する書類については、電力使用量の確定時期や証書の購入時期により、当初設定していた提出期限に間に合わない可能性が往々にしてある。そのため、当初設定していた期日までの提出が難しい場合は、協議により定めた期間内に提出することとした。

（仕様書抜粋）

乙は、契約年度における電力供給が終了後、原則翌月10日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙4を甲に送付すること。**但し翌月10日までの送付が難しい場合は、甲乙協議により定めた期間内に提出すること**。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙4提出後、甲乙協議により定めた期間内に提出すること。

1. 2024年度実施状況
 - 1-1. 政府の事務及び事業に伴い排出される
温室効果ガスの総排出量
 - 1-2. その他の数量を伴う目標の実績等
- 2. 公共部門等の脱炭素化に向けた取組**
3. まとめと評価

公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議



- 関係府省庁間の緊密な連携を確保し、政府実行計画等に基づく取組の推進に必要な検討、情報共有等を図るため、環境省が事務局となり、全府省庁を構成員とする「**公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議**」を設置（令和5年9月）。
- 本連絡会議において、進捗状況の確認、課題や優良事例の共有、今後の取組方針の策定等を実施し、**適切なPDCAの元で政府一丸となって取組を進めている**。
- 2025年度は、第5回及び第6回会合を開催し、①**自己点検及び課題分析の強化**、②**実施状況の点検及び主要省庁からの取組報告**、③**環境省等の取組共有**、④**太陽光発電の導入加速化に向けた取組方針の改定等**を実施。

第5回（令和7年11月6日）の開催概要

- ✓ 各府省庁における実施状況に関して、自己点検及び課題分析の深掘りを行うことを確認（11月～2月にかけて実施）。
- ✓ 太陽光発電の導入、建築物のZEB化、再エネ調達について、環境省の取組共有するとともに、今後の取組方針について確認。
- ✓ 国土交通省より、建築物LCCO₂の削減に向けた検討状況や、官庁施設におけるZEB及びライフサイクルカーボン削減に向けた取組ロードマップを紹介。

第6回（令和8年3月30日）の開催概要

- ✓ 政府実行計画の実施状況等を確認し、温室効果ガス排出量の上位6省（法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、防衛省）から取組報告。
- ✓ 太陽光発電の導入に向けた今後の取組方針を改定し、PPA方式の活用検討や太陽光パネルリサイクルの率先実行を行うことを決定。
- ✓ ペロブスカイト太陽電池の社会実装の状況を共有するとともに、政府部門における導入目標の策定方針を確認。

環境配慮契約法基本方針改定の概要（令和8年3月13日閣議決定）



- 国や独立行政法人等における電力供給契約については、環境配慮契約法に基づき、環境負荷の低減に配慮した契約をすることとされている。
- 電気の供給を受ける契約については、これまで一定の要件をクリアした事業者に入札参加資格を付与する「裾切り方式」としていたが、環境配慮の取組を適切に評価するため、**総合評価落札方式を導入**することとした。なお、法律の附則において総合評価落札方式は要検討事項となっている。
- また、**地域共生が図られていない発電施設で発電された電気の調達を避けるために**、電気調達に関する入札説明書に入札参加者の資格として、供給する電気及び環境価値の由来となる発電施設の提出、当該**発電施設を設置又は運転する事業者が関連法令に違反していないことを誓約**させるとともに、総合評価落札方式において、**地域共生型の再エネや追加性のある再エネの調達を行う小売電気事業者を加点評価**する。

電気供給契約の総合評価落札方式における評価項目

	評価項目	配点例
標準点	二酸化炭素排出係数	100点
	調達電力の再エネ割合	
加算点	二酸化炭素排出係数（事業者全体）	20点
	調達電力の再エネ割合	10点
	再エネ導入率（事業者全体の評価）	5点
	未利用エネルギーの活用状況（事業者全体の評価）	5点
	追加性のある再エネ（調達電力の評価）	5点
	指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組（事業者全体または調達電力の評価）	5点

これまでの裾切り方式における評価項目

【必須項目】

- ① 二酸化炭素排出係数（70点）
- ② 未利用エネルギーの活用状況（10点）
- ③ 再生可能エネルギーの導入状況（20点）

【加点項目】

+

- ④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組
地域における再エネの創出・利用の取組（5点）

≥ 70点※

※70点以上の事業者に入札参加資格を与える。入札参加資格を得た事業者の中で最も安価な者と契約する。

環境配慮契約法（抄）

（附則）

3 政府は、国及び独立行政法人等が締結する電気の供給を受ける契約における電気の価格並びに温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（次項において「温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等」という。）を総合的に評価して落札者を決定する方式等について、電気事業者の温室効果ガス等の排出の削減等のための技術開発及び電源構成の変更に相当の期間を要すること等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

スケジュール

- 総合評価方式は2027年度分の電気契約より導入予定。

グリーン購入法基本方針改定の概要（令和8年2月3日閣議決定）



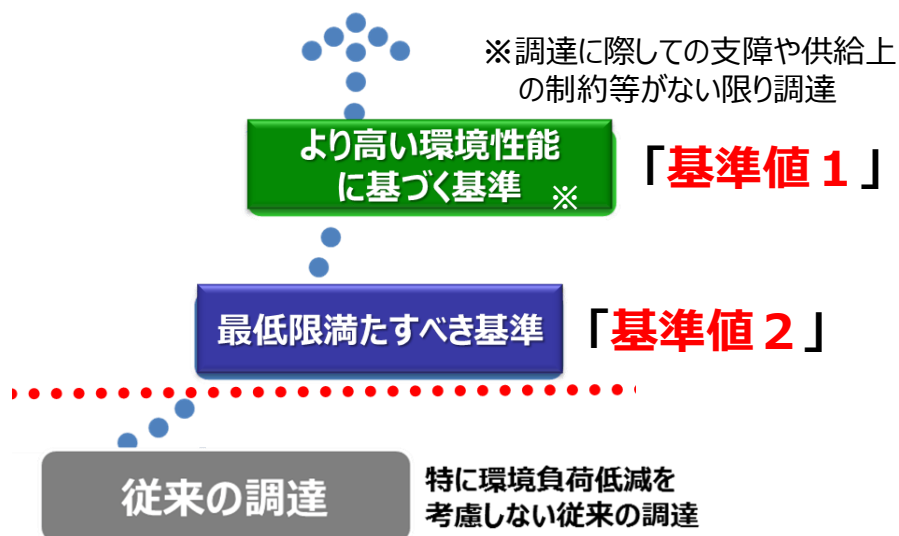
- GX製品等の環境価値が市場で適正に評価される仕組み・環境づくりを推進するため、**グリーン購入法※基本方針を変更閣議決定（令和8年2月3日）**し、**公共調達**の分野から**需要拡大**に貢献。

※国等による環境物品等の調達の推進に関する法律

令和7年度のグリーン購入法基本方針の見直し内容

2段階の判断の基準の定義を見直し

- 2段階の判断基準が未設定の品目への導入の促進、判断の基準の見直し（CFP算定・開示、循環性基準の導入、強化等、省エネルギー性能の強化等）を実施



共通の配慮事項として非化石電力鋼材のガイドラインを設定

- 原材料に鉄鋼が使用された物品において、令和6年度に新たに分野横断的な共通の判断の基準を設け、「原材料に鉄鋼が使用された物品」について、基準値1の要件を設定
- 令和7年度はこれに加え、追加性を考慮した非化石電力鋼材について配慮事項を設定

認定プラスチック使用製品への対応

- プラスチック資源循環法に基づく設計認定基準が策定されたことを受け、認定プラスチック使用製品（4つの製品分野）について基準値1又は判断の基準として設定

繊維製品に係る判断の基準の見直し

- 繊維から繊維の水平リサイクル促進につながる基準の見直し
- 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加

参考：グリーン購入法における2段階の判断の基準の考え方

GXスチールを採用した物品の調達

- 政府実行計画では、GX製品の市場形成のため、**政府機関においてGX製品の率先調達に取り組む**こととしている。
- 環境省皇居外苑管理事務所において、日本製鉄株式会社が製造したGXスチールを採用した株式会社オカムラ社製の棚を調達（**国の機関におけるGXスチールを採用した物品の調達としては初の事例**）。
- 本事例を皮切りに、政府機関におけるGX製品の率先調達を進めていく。

概要

設置場所：環境省皇居外苑楠公レストハウス
(千代田区皇居外苑1-1)

調達物品：棚 (カタログ棚・ブックスタンド)

メーカー：株式会社オカムラ

製品名：レクトライン収納シェルビング

用途：パンフレット等を配置し、一般利用者に
皇居外苑の魅力を周知するため



説明用パネル

GXスチール製品の周知・普及を促すため、説明用パネルを設置。

環境省
Ministry of the Environment

すごいね♪

環境省皇居外苑管理事務所では、
環境に配慮した「GX スチール」
を採用した棚を設置しました。

GX スチールってなに？

だいだらボジー

環境省
Ministry of the Environment

GX スチールってなに？

1 GX (グリーン・トランスフォーメーション) ってなに？

日本政府では産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を革新すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現をめざす「GX (グリーン・トランスフォーメーション)」を推進しています。

経済成長・産業競争力強化を実現
排出削減
安定供給

気候変動対策を加速し、2050年カーボンニュートラルを実現
CO₂削減!

化石燃料への過度な依存から脱却し、先進にも強いエネルギー産業構造を構築

Q. GX スチールってなに？
A. 鉄を作る時に出るCO₂をへらして作った鉄だよ

● 日本鉄鋼連盟の「GX スチールガイドライン」に準拠した、温室効果ガス削減効果を特定の鋼材に反映したものを。

2 GX スチールのここがすごい!

- 鉄を1t作るのに、2tCO₂がでてくるけど、それをほとんど減らせるんだ
- 地球温暖化の防止に貢献してるんだ!

鉄って、車だったり、橋だったり、ビルだっけに使われているよね
2050年にはカーボンニュートラルとしてCO₂の出る量を減らして
皆にやさしい地球をつくるんだよ

協力 okamura 株式会社オカムラ NIPPON STEEL 日本製鉄株式会社

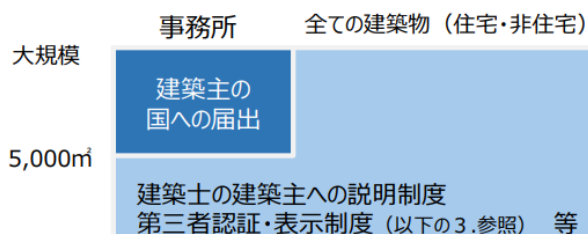
建築物のライフサイクルカーボン評価制度の創設

- 建築物のライフサイクルカーボン評価制度が盛り込まれた「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案」を令和8年3月27日閣議決定。
- **国が建築する庁舎については、建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議で建築物LCCO₂評価を先行実施するとされたことを踏まえ、国土交通省において、令和7年度から試行的な算定を実施しているところ。**

法案の概要

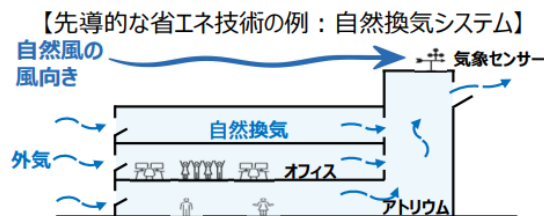
1. 建築物のライフサイクルカーボン評価制度

- ▶ 建築主、建築士、建設業者、建築材料・建築設備の製造事業者等の**関係者の役割を明確化**
- ▶ 国が建築物ライフサイクルカーボン評価の指針（**統一の算定ルール**）を策定
- ▶ 一定の建築物の新築等について、**建築主は、着工前の建築物ライフサイクルカーボン評価結果を国に届出**



2-①. 先導的な省エネ技術の評価する大臣認定

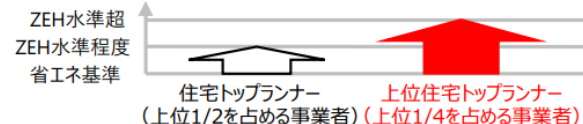
- ▶ 先導的な省エネ技術を用いた建築物において、**大臣が個別にZEH・ZEB水準適合を認定**



風向・風速、室内外の温度差等をセンサーで検知して窓を開閉し、自然通風を利用して空調エネルギーを削減

2-②. 上位住宅トップランナー制度

- ▶ **概ね市場の1/4を占める住宅供給事業者は、中長期計画を策定し、取組状況を毎年度報告**



3. 建築物の環境性能の第三者認証・表示制度

- ▶ 建築主等は、建築物のライフサイクルカーボン評価結果及び省エネ性能について、登録機関による第三者認証を受け、**標章を表示することができることとし、紛らわしい表示を禁止**

4. その他

- ▶ 法律名を「建築物のエネルギー消費性能の向上**及び脱炭素化の促進**に関する法律」とする等の措置を講じる

- 2030年代後半以降に大量廃棄が見込まれる太陽光パネルについて、**最終処分量の減量及び資源の有効利用のため、「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案」**を4月3日に閣議決定。
- 本制度を円滑に推進するにあたっては、**まず政府自身が率先してリサイクルを選択することが重要**。当該事項は、国が今後策定する基本方針の中で、国の役割として規定される予定。
- このため、第6回関係府省庁連絡会議（令和8年3月30日）において、**リサイクルの率先実施に係る方針を確認し、本年4月に改定した各府省庁の太陽光発電整備計画に位置付け**。

法律案の主な措置事項

① 国による基本方針の策定

- 各主体の役割、リサイクル目標、施設整備の促進、費用低減・技術開発等の施策の方向性の明示

② 多量の事業用太陽電池廃棄物の排出者等への規制

- 国が定める判断基準（段階的に強化）に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付け（指導・助言、勧告・命令）
- 多量事業用太陽電池廃棄実施計画の事前届出義務
 - ※指導・助言は全ての事業用太陽電池の廃棄をしようとする者が対象
 - ※廃棄の抑制のための措置についても判断基準を策定（指導・助言）

③ 費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置

- 費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする特例措置、保管基準の特例措置等
- 技術開発・施設整備等の財政上の措置
 - ※リサイクル設備の開発・導入、再生材の価値向上に資する技術実証、保管施設の活用実証・導入等を想定

④ 製造・輸入業者及び販売業者に対する措置

- 環境配慮設計の実施等の措置
- 含有物質に関する情報提供等の措置

⑤ 制度の見直しに向けた検討規定（附則）

- 最終処分場の残余年数、リサイクル費用の状況等を勘案して、太陽光パネルの幅広い廃棄に関する者を対象とした義務付けを検討し、制度を見直し

施行期日：公布から1年6か月以内で政令で定める日

- 政府実行計画において、政府施設へのペロブスカイト太陽電池の率先導入に向け、**具体的な導入目標等について、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら検討することとしている。**
- ペロブスカイト太陽電池は、2025年度には**導入支援事業が開始され事業化フェーズに入ったことに加え、2027年度には一定の生産体制が見込まれている。**また、本年3月には、設計・施工ガイドラインが公開され、**施工方法の確立も進んでいる。**
- このため、第6回関係府省庁連絡会議（令和8年3月30日）において、**政府部門における導入目標の策定方針を確認し、本年夏頃の導入目標策定に向けて検討を進めていくこととした。**

目標策定方針

※第6回関係府省庁連絡会議（令和8年3月30日）資料2-4抜粋

- 導入目標の設定に当たっては、**以下の方針で環境省において検討を進める。**
 - ・**2035年及び2040年を目標年とする**
 - ・FU調査により収集した**政府施設のポテンシャル調査結果を踏まえつつ、2040年には国内で20GW導入する需要創出の目標からバックキャストして設定する**
 - ・**府省庁単位ではなく政府部門全体の目標とする**
 - ・毎年度実施する**FU調査を活用し、府省庁ごとに導入計画を継続的に具体化、精緻化する**
 - ・生産体制や研究開発状況、施工方法の確立状況等を踏まえ、**状況に応じた目標の見直しを行う**
- 目標値は、**本関係府省庁連絡会議において決定する。**
- また、需要創出には、地方公共団体等が保有する施設への導入も重要であり、**各府省庁で連携して取組を進める。**

- エアコンや冷蔵冷凍機器に使われる代替フロンは、CO₂の数十～1万倍以上の非常に高い温室効果を有している。**フロン対策の取組を事業者等に広く促していくためには、政府自らの率先実行が重要。**
- 第6回関係府省庁連絡会議（令和8年3月30日）において、各府省庁に対し、**家庭用エアコンの廃棄時における留意点の周知を行うとともに、業務用エアコンへの常時監視システムの導入等について取組強化を要請した。**

（1）家庭用エアコンの適切な廃棄

- 家庭用エアコンとして製造・販売されている製品については、事業所（庁舎や研修施設などを含む）で使用・廃棄された場合であっても家電リサイクル法の適用対象となる。
- 庁舎や研修施設などに設置されている家庭用エアコンの更新時には、買い替え後の新品を購入する**小売業者に、廃棄する古い製品の引き取りを依頼して「家電リサイクル券」の写しの交付を受ける。**
- 庁舎移転や建て物解体など、買い替えを伴わない廃棄の場合にも、家電リサイクル法上の指定引取場所への運搬を産業廃棄物収集運搬業者に委託して、家電リサイクル法に則った適正処理を徹底する。

（2）グリーン購入法基本方針に基づく業務用エアコンの購入

- 業務用エアコンに搭載される（または別途接続する）「常時監視システム」は、業務用エアコンの使用中のHFCs漏洩の早期発見につながるため、HFCsの排出抑制対策としても有効。
- グリーン購入法基本方針（令和8年2月閣議決定）において、業務用エアコンの購入時（新設案件・既設機器の更新案件の両方を含む）の**常時監視システムの導入を調達基準である判断の基準に追加。**

1. 2024年度実施状況
 - 1-1. 政府の事務及び事業に伴い排出される
温室効果ガスの総排出量
 - 1-2. その他の数量を伴う目標の実績等
2. 公共部門等の脱炭素化に向けた取組
3. まとめと評価

2024年度実施状況のまとめと今後の取組

【2024年度実施状況】

- 2024年度の温室効果ガス総排出量は、**2013年度比で22.9%の減少**となった。（2023年度比では2.4%減少）。
※フロン類の算定漏洩量を除いた場合の温室効果ガス総排出量は、168.1万tCO₂（2013年度比23.7%減少）
- 温室効果ガス総排出量が減少した要因は、**再エネ調達率の向上**により、**電気使用に伴う排出量が減少した影響が大きい**と考えられる。
- 数量目標を伴う措置（太陽光、新築建築物のZEB化、電動車、LED照明、再エネ調達）について、再エネ調達など一部取組に進展がみられるが、**各目標に対して十分とはいえない状況**。特に、**太陽光発電の導入については危機的な状況**。

【今後の取組】

- 2030年度削減目標の達成に向けては、比較的容易に対応可能であり、総排出量に対する**削減効果が大きい再エネ調達を重点的に進める**。また、**危機的な状況にある太陽光発電についても重点的に取組を進める**。
- その際、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議も活用して**関係府省庁間で緊密に連携して進めていく**。

《重点取組事項》

①再エネ調達

- ・環境配慮契約法に基づく**総合評価落札方式を適切に推進**する。また、入札事業者の確保等に向けて、**共同調達の実施や多様な電力メニューの許容、入札関係書類の標準化等を実施**する。

②太陽光発電

- ・導入検討に必要な構造計算書等の各種書類の保有状況等を踏まえ、**候補施設の優先順位付けを行い、太陽光発電整備計画の具体化を継続的に進める**。
- ・環境省保有施設における**PPA方式による導入検討及びノウハウの手引き化を進める**。また、各府省庁においてPPA方式を活用する**候補施設の選定や、事業化に向けた検討を環境省と連携して実施**する。

《その他の事項》

- ・ライフサイクル全体を通じた建築物由来の温室効果ガス排出削減、電動車やLED照明の計画的な導入等について、引き続き、**各府省庁の実実施計画等に基づき取組を進める**。